

新見市新型コロナウイルス感染症対策 中小企業者等事業継続支援金

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、事業継続のために融資を受けられた事業者の方に支援金を給付します。

5月1日～
受付開始

※新型コロナウイルス感染症予防のため、必ず電話予約(72-6137)の上、相談・申請にお越しく下さい。



給付の対象となる人

- (1) 市内で事業を行っている中小企業者等。^{※1}
- (2) 政府系金融機関又は市内の金融機関からその事業の継続に必要な設備資金又は運転資金の融資(既往債務の借り換えのための資金は除く。以下「対象融資」という。)を令和2年2月18日から令和3年3月31日までに受けた中小企業者等
- (3) 最近1か月^{※2}の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、20%以上減少している中小企業者等とする。^{※3}
- (4) 対象融資を受けた後、3年以上市内で事業を継続する意思を示した中小企業者等

※1: 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項に規定する大企業者は、除く

※2: 令和2年2月から令和2年4月までのいずれかの1か月又は対象融資の申込をした日の属する月を含めた前後1か月のいずれかの1か月

※3: 業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して、20%以上減少している中小企業者等〔ア 過去3か月(最近1か月含む。)の平均売上高、イ 令和元年12月の売上高、ウ 令和元年10～12月の平均売上高〕

支援金の額

対象融資に10分の1を乗じて得た金額で100万円以内

《1社あたり100万円に達するまで申請できます。》

申請方法

支援金の給付を受けようとする方は、対象融資を受けた日から3か月以内に新見市新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等事業継続支援金給付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて新見市商工観光課へ提出してください。

- (1) 新見市内で事業を行っていることを証する書類
(例) 商業登記事項証明書の写し、確定申告書の写し等
- (2) 金融機関へ提出する借入申込書等の契約書の写し
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書(様式第2号)
- (4) 新型コロナウイルス感染症に伴う融資である旨の証明書(様式第3号)
- (5) 誓約書(様式第4号)

申請書は新見市のホームページからダウンロードできます。

https://www.city.niimi.okayama.jp/manage/business/business_edit/index/1672.html

■問い合わせ先 新見市産業部 商工観光課 72-6137

FAQ（良くある質問）

| | |
|-----|---|
| Q1 | どのような融資が対象となりますか。 |
| A1 | 新型コロナウイルス感染症の影響で事業の継続に必要となる設備資金や運転資金として受けた融資を対象としており、融資を受けた金融機関から新型コロナウイルス感染症に伴う融資であることの証明書を取得していただきます。 |
| Q2 | 20%以上の確認はどのように行うのですか。 |
| A2 | 売り上げ減少の申告書で申告していただくとともに、売上高の確認できる資料として残高試算表や確定申告決算書の写しなどを添付していただきます。 |
| Q3 | 売り上げは20%以上減少しているが、借り入れはしたくない場合でも対象としていただけないか。 |
| A3 | 新型コロナウイルスの影響で、借り入れを行わないと事業の継続ができない、あるいは、借り入れをしてでも事業を継続しようとする事業者を支援することとしているため、借り入れを条件としております。 |
| Q4 | 借り換えは対象になりますか。 |
| A4 | 新型コロナウイルス感染症の影響で事業の継続に必要となる資金として新たに借り入れたものを対象とするため、既往債務の借り換え部分は対象としません。 |
| Q5 | 3年以上市内で事業を継続することの確認は、どのように行うのですか。 |
| A5 | 誓約書を提出していただきます。また、3年以内に事業をやめられた場合は、融資先等からの報告を受けることとしており、給付した支援金の返還を請求します。 |
| Q6 | 受けた融資を繰上償還した場合はどうなりますか？ |
| A6 | 1年以内に繰上償還された場合は、支援金を返還していただきます。1年後以降に繰り上げ償還された場合は、返還は求めません。 |
| Q7 | 申請から給付までどの程度（期間）かかりますか。 |
| A7 | 概ね、1か月以内に給付できるようにします。 |
| Q8 | 申請は郵送でも良いですか。 |
| A8 | 良いです。ただし、押印漏れや書類に不備等がないようにお願いします。 |
| Q9 | 本社が市外にあります対象となりますか。 |
| A9 | 本市へ法人住民税を納めており、対象となる融資を受けていれば対象とします。この場合、法人住民税の納税状況を確認できる書類（法人税納税証明書等）を添付していただきます。 |
| Q10 | 複数の金融機関から融資を受けますが、すべて申請してもいいですか。 |
| A10 | 受けた融資ごとの申請となりますが、1事業者あたり、100万円が上限となります。 |
| Q11 | 何回でも申請できますか？ |
| A11 | 期間内（令和3年3月31日まで）であれば、何回でも申請できますが、1事業者あたり、100万円が上限となります。 |
| Q12 | 3年以内に事業の継続を辞めた場合はどうなりますか。 |
| A12 | 原則として返還していただきます。 |
| Q13 | 複数の会社を営んでいる場合は、それぞれで申請できますか。 |
| A13 | 資金の融資を受けた会社単位での申請となりますので、代表者が同じでも会社が違う場合は、1社あたり100万円まで申請できます。 |
| Q14 | 市内で事業を行っていることを証する書類は何を添付したらいいですか。 |
| A14 | 法人であれば、登記事項証明書、個人事業主の方であれば、確定申告書、創業間もない方であれば開業届の写しなどを添付してください。 |